

## (仮称) 札幌市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例 (素案)

### 1 条例制定の背景

国は、訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズや宿泊需要に鑑み、住宅宿泊事業（民泊）（※1）を実施する場合の一定のルールを定めた住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」といいます。）を平成 29 年 6 月 16 日に公布しました（平成 30 年 6 月 15 日施行）。

法第 18 条では、保健所設置市等は、住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるかとされています。

札幌市においては、法第 18 条の規定に基づき、札幌市における住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するため、住宅宿泊事業の実施を制限する区域等を定める「(仮称) 札幌市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」を制定しようとするものです。

※1 住宅宿泊事業：旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に規定する「営業者」以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が 1 年間で 180 日を超えないものをいう（法第 2 条第 3 項）。

### 2 条例素案の内容

#### (1) 実施を制限する住宅宿泊事業

公衆衛生の確保、宿泊者と地域住民等とのトラブルの防止などの観点から、住宅宿泊事業のうち、下記（2）に該当する区域及び期間において、次のいずれかに該当するものの実施を制限します。

ア 住宅宿泊事業者（※2）が住宅宿泊事業を行う住宅を自己の生活の本拠として使用していないもの

イ 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（日常生活で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在を除く。）となるもの

ウ 住宅宿泊事業を行う住宅の居室(当該事業の用に供するものに限る。)の数が 5 を超えるもの

※2 住宅宿泊事業者：法第 3 条第 1 項の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいう（法第 2 条第 4 項）。

## (2) 実施を制限する区域及び期間

小・中学校周辺区域における生徒の登下校時の防犯上の環境及び住宅の良好な環境を確保するため、次表のとおり、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を設定します。

区域	期間
ア 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校（小学部又は中学部を設置しているものに限る。）並びにこれらに準ずるものの敷地の出入口の周囲 100 メートルの地域	祝日、土日その他の授業を行わない日以外の期間
イ 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	祝日、土日及び 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日以外の期間

## 3 今後のスケジュール（予定）

平成 29 年 12 月 27 日 パブリックコメント実施（平成 30 年 1 月 26 日まで）  
 平成 30 年 2 月 平成 30 年第 1 回定例市議会へ条例案を提出  
 平成 30 年 3 月 公布  
 平成 30 年 6 月 15 日 施行